

## 藩領支配の地域性：支配機構と所領形態の地域的相関性、佐賀藩を素材に

高野，信治  
九州大学比較社会文化研究科日本社会文化専攻・地域構造講座

<https://doi.org/10.15017/8625>

---

出版情報：比較社会文化．5，pp.17-36，1999-03-01．九州大学大学院比較社会文化研究科  
バージョン：  
権利関係：

# 藩領支配の地域性——支配機構と所領形態の地域的相関性、佐賀藩を素材に——

高野信治\*

キーワード 地域性 蔵入地 知行地 代官 郡代

## はじめに

本稿の当面の目的は藩領における支配機構と所領形態との地域的相関性、換言すれば支配の枠組みの地域性の解明という点にある。しかしかかる検討を行うに際しては、いささかの前提があることをまず説明しておくたい。

すなわち近年の地域論ないし地域社会論の隆盛ともいえる状況のなかで、<sup>①</sup>地域の自律的運動の検出と各地域間相互の関係ないし階層的構成、これを地域構造と呼ぶこともできようが、そのような問題への関心が高まっているといえる。しかし、<sup>②</sup>地域社会の独自性、自律性ほどの歴史時代においても、<sup>③</sup>権力支配との関係のなかで展開し、場合によってはその自律的動きのなかで権力を必要とする状況さえ発生する。<sup>④</sup>このような観点に立つた時、逆説的だが権力が地域を規定する側面は軽視されるべきではなく、むしろその規定性を見据えた上で、<sup>⑤</sup>地域の自律性とそれを踏まえた相互の関係性と階層性（地域構造）の分析も可能になるような気がする。日本近世史に即していえば、どちらかといえば直接的な領主権力支配が弱いいわゆる非領国地域においてかかる検討が多く積み重ねられる傾向があるのに対し、それが比較的強い領

国地域においては、必ずしも十分な展開がみられないのは、前者において地域の自律化の動きが生じる可能性が高かったことを示唆するのかもしれない。しかし、後者にそのような動向の可能性の有無を探ることは、今後に残された重要な課題でもあろう。<sup>⑥</sup>

本稿はこのように、領国地域の藩領における地域の自律性の動きと地域結合およびその階層性を領主権力との関係のなかで検証する一環としての基礎作業をなす。その際、素材として佐賀藩を検討する意味を述べておきたい。近世の地域構造について歴史地理の立場から説得性にとんだ議論を展開してきた矢守一彦氏は、近世藩領の地域構造の決定要因が地方知行制の止揚との見解を示し、それが「藩の統一的支配の進展度を推す尺度」であり「藩域経済圏の地域構造」が「全国的流通構造」に規定されて成立する前提との見通しを立てた。<sup>⑦</sup>しかし、例えば佐賀藩では幕末期まで地方知行が存続し、それは領主支配レベルにおける近世的秩序に適合的<sup>⑧</sup>で、かつ領主（給人）と領民（知行地民）との合意の上に展開したものと捉えられる。だとすれば、かかる地方知行地と蔵入地、すなわち領主層の所領形態を前提とした地域社会の結合構造を考へることも必要ではなからうか。そしてこ

れは統一的な領内支配機構のあり方の問題でもある。

本稿が支配機構（代官制と郡代制）と所領形態の地域性をめぐる問題を具体的に検討するにあたっては、以上のごとき認識を背景としている。

## 一 代官・郡代支配の地域的展開

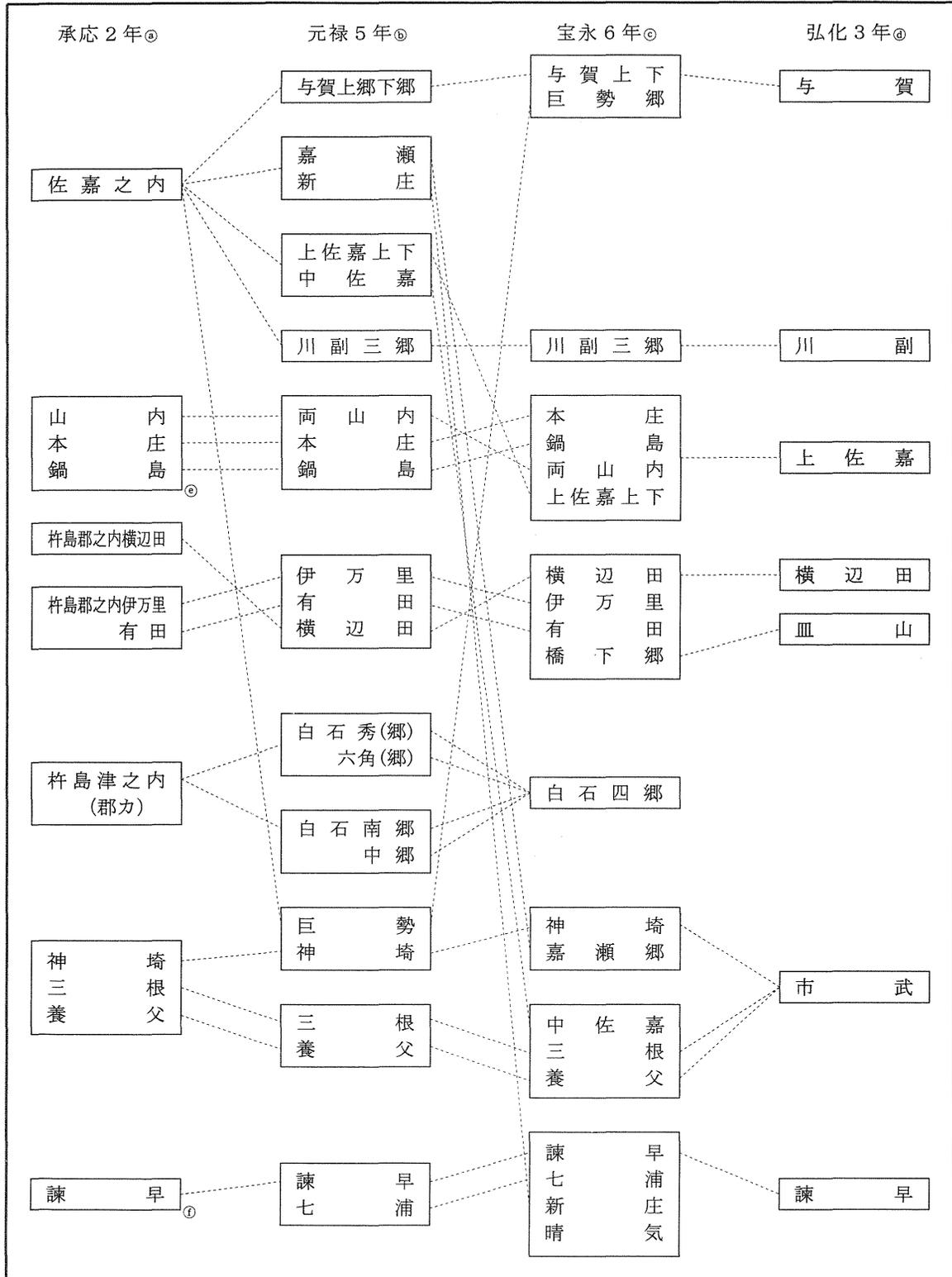
### ―管轄地・職掌の編年的分析―

佐賀藩では寛永二〇年二月、六月に相次いで法令が示され蔵入地は代官管轄、知行地は郡代管轄という方針が打ち出されるにいたった。<sup>⑨</sup>これは、領内支配機構を蔵入地と知行地とに整序化することにより、代官と郡代の権限の競合を解消し、支配機構の充実・強化を企図する政策方針といえる。このような藩権力の意図により、その後の代官・郡代支配がどのように展開していったのかについて、代官と郡代の管轄地および職掌を編年的に分析することにより検討しておこう。

表1は、承応二年、元禄五年、宝永六年、弘化三年における代官所構成を示し、代官管轄地の変遷について示したものである。一代官所が管轄する地域は、数郡から数郷というように様々だが、表では□の枠が一代官所を

\*日本社会文化専攻・地域構造講座

表1 代官管轄地の変遷



備考 ㉑「承応二年万小物成算用帖」, ㉒「元禄三年代官共へ相渡候手頭写」, ㉓「宝永六年御印帖手頭」,  
 ㉔「弘化三年郷内御取締達帳写」により作成, ㉕「石田私史」(明暦2年7月27日条), ㉖「石田私史」  
 (正保3年9月20日条)により補足。□が1代官所を示す。  
 なお□内の地域が代官管轄地。管轄地の記載順序は、史料記載順序によった。弘化3年の場  
 合は単なる代官所名となり、直接支配地域を示すものではないと考えられる。

表わし、枠内の記載地域が一代官所の管轄地となるようにした。

この表より第一に指摘できるのは、代官所数が承応二年に七カ所、元禄五年に二カ所、宝永六年に八カ所、弘化三年に七カ所となり、元禄期にもっとも多いことである。これは蔵入地支配機構が藩政初期より元禄段階にかけ漸次、整備充実されてきたことを教えてくれよう。第二に代官管轄地は郷が中心であるが、神埼・三根・養父などの佐賀藩東部地域（「東目」といわれる）においては郡単位となつてゐることである。代官が蔵方頭人の管理下で、その職掌・権限が蔵入地に限定されていたことを勘案すれば、神埼・三根・養父などの「東目」と、佐賀藩領西部地域（「西目」）での蔵入地の存在形態、およびそれに規定された藩権力の支配方式の相違が看取されよう。すなわち「西目」においては、大身知行地が割拠しており、蔵入地の設定が分散・散在的であるのに対し、「東目」においては比較的一元的に設定されていたことが窺えるのである。

第三に、代官所の増減は元禄期をピークとする単純な動きを示すが、一代官所の管轄地組み合わせを検討した場合、かなり流動的であるといえる。とくに承応二年段階で「佐嘉之内」とあるように、漠然と広範な地域として把握されていたものが、元禄段階で与賀上郷下郷、嘉瀬（郷）、新庄（郷）、川副三郷、巨勢（郷）というようにより細かい地域単位で把握され、巨勢（郷）は神埼（郡）と組み合わせられて一代官所を構成している。このような傾向は開地や人口増にともなう郷の分化という地理的要因とともに代官支配の強化を意味したものである。これらいわば分割把握された「佐嘉之内」の管轄地は元禄五年より宝永六年にかけて激しく移動し、一代官所組み合わせが変化している。つまり神埼（郡）と一代官所を形成していた巨勢（郷）は与賀上下（郷）と組

み合わされ、嘉瀬（郷）・新庄（郷）は分割されて嘉瀬（郷）は神埼（郡）と、また新庄（郷）は高木（高来）。本稿では高木に統一し、郡の諫早、藤津郡の七浦、小城郡の晴気とともに一代官所管轄地として組み合わされている。上佐嘉上下（郷）と中佐嘉（郷）も分割され、前者は佐賀郡の本庄・鍋島・両山内と同一の管轄下の代官所として組み合わされ、中佐嘉（郷）は、三根・養父とともに一代官所管轄地を形成している。このようにみてみると、激しく移動している地域は佐賀郡の代官管轄地であることに気付く。杵島郡、松浦郡、高木郡および三根・養父の諸郡における代官管轄地は移動が皆無であるといえる。また佐賀郡内においても、与賀上郷下郷、川副三郷、山内、本庄、鍋島の各代官管轄地も移動がなく、同郡内における嘉瀬・新庄・上佐嘉上下・中佐嘉などの諸郷と著しい対照をなしている。

では、なぜ佐賀郡の一部地域において代官管轄地の移動が激しく行われたのであろうか。これは佐賀郡に広範に設定されていた蔵入地支配の特質と関わりがあるといえよう。後掲表12によれば、貞享年中の事例であるが総蔵入地地米高二〇、三八〇石余のうち、佐賀郡内の蔵入地地米高は六四、八八七石余を占め、総蔵入地地米高の五三・九%が同郡内に設定されていた。しかもその蔵入地地米高が佐賀郡全地米高七四、三四三石余に占める比率は八七・二%という高率であった。かかる佐賀郡における蔵入地の広範な存在は、それが藩権力の財政基盤を構成するためのおのずと他郡の代官支配と相違する形態をとることになり、これが一代官所の管轄地組み合わせの流動性として現象したものと考えられる。ここで意図されているのは代官の在地との密接な関係の止揚ないし管轄支配地に対する恣意性の排除があったと思われる、それは代官および下代の一年交替の原則と相即する問題と推測される。

以上が代官管轄地の変遷について表1より指摘できることであるが、郡代の場合はどうであろうか。表2は明暦元年、元禄三年、宝永六年段階における郡代を示したものである。明暦元年では佐嘉・小城・三根・養父・杵島・藤津・諫早・神代・深堀の九郡代が数えられるが、

表2 郡代の変遷

明暦元年 <sup>①</sup>	元禄3年 <sup>②</sup> 、宝永6年 <sup>③</sup>
佐嘉(鍋島縫殿助, 姉川)	佐 嘉
小城(鍋島市正, 倉町)	小 城
神埼(鍋島中務, 神代カ)	神 埼
三根・養父(鍋島主水佑, 横岳)	三 根・養 父
杵島(鍋島伯耆守, 須古)	杵島・松浦・彼杵
藤津 <sup>④</sup> (鍋島監物, 納富)	藤 津 東 藤 津 西
諫早(諫早豊前, 諫早)	高 木
神代(鍋島中務少, 神代)	高
深堀(鍋島志摩, 深堀)	

備考 ①「明暦元年勝茂公御代仰出」(9月25日付), ②「元禄五年郡方手頭」, ③「宝永六年御印帳御手頭」より作成。④藤津郡は、下代が2名記される。他郡においては1名のみであることより、この段階においては、すでに藤津郡は、2管轄地によってなつてゐたことが予測される。「鳥ノ子御帳」(第4巻)によれば、藤津東・藤津西の記載がある。

元禄段階では、藤津が藤津東・同西の二郡代に、また諫早・神代の二郡代が高木郡代に統合されて八郡代となつており、宝永六年段階に継承されている。すなわち郡代管轄地は、明暦元年段階ですでに一郡一郡代の傾向が指摘され、元禄三年(ないしそれ以前)に諫早・神代という遠隔地大配分知行地を中心に設定されていた郡代が高木郡代として統合されるにいたり、一郡一郡代の原則が確立しているのである。なお藤津郡代は明暦元年に下代が二名とされており、他郡代は下代一名が原則であることから勘案すれば、この段階においてすでに実質的には二管轄地であったと推定され、「鳥ノ子御帳」にも藤津東・同西の記載がみられる。

では次に、代官と郡代の職掌について法令分析により編年的な検討を行うことにしよう。表3は代官規定における事項別の条項数変遷を示したものである。この表よ

表3 代官規定

規定内容	承応1	元禄3	享保18
耕作・所務・生活など百姓への申聞かせ	3	3	3
物成徴収事務	7	6	6
損毛・落米の届け	2	2	2
年貢未進	2	2	2
耕作・土地に関する訴訟	2	2	2
農民からの饗応、使役禁止	3	3	3
村役人	4	4	3
点役（夫役）	2	2	2
水利普請	1	1	1
代官下代、代官	3	3	2
作子、名被官	2	1	1
上方上せ米	1	1	1
蔵入地升・斗	1	1	1
代官褒賞、職務への自覚	3	3	3
法違背者の摘発、法の徹底	2	2	2
自藩領民の領外出	2	2	1
他領民の藩領内入	4	4	1
他領境目の耕作出入	1	1	0
刀・脇差し規制	5	5	5
給人耕作禁止	1	1	1
家作	1	1	1

備考 承応1年は「定」（「鳥ノ子御帳」二）、元禄3年は「代官共江相渡候手頭写」（元禄3年6月21日付。与賀上郷、白石秀六角、伊万里有田横辺田、三根養父、嘉瀬新庄、両山内本庄鍋島、白石南郷中郷、上佐賀上下中佐賀、巨勢神埼、諫早七浦、川副三郷各代官宛）、享保18年は「代官手頭」（享保18年9月朔日付）よりそれぞれ作成。  
 条項内容が複数事項にわたるものは、各規定の条項数確認のためとりあえず各時期のいずれが主要と思われる事項に分類した。

り第一に指摘できることは、条項数が漸減していることである。その主な理由は、佐賀藩領民の領外出や領内入、あるいは他領民の佐賀藩内流入、つまり人の移動に対する監視機能に関わる条項が削減されたことによる。代官は蔵入地という比較的限定された地域が管轄地であり、しかも表1でみたように、管轄地組み合わせが流動的であったために、人（領民）の移動の監視には適さず、その機能には比較的広域な地域を職掌範囲とする郡代が有効であったといえる。事実、表4より明らかかなように郡代規定に領民移動監視に関する事項が漸次設けられている。もともと代官規定に関しては、かかる領民移動の監視機能が削減された点を除けば承応段階より享保段階までその職掌にはめだつた変化はみられない。第二に、第一の問題からいえるように代官職掌が承応段階

とであり、その中心は物成徴収である。これは別稿で検討する初期代官制度Ⅱ「代官所預」制度の機能が物成徴収であったことと対応しており、他の職掌が加わることにより代官の機能が強化され、承応段階に固定化したということができる。

次に郡代規定についてみることにしよう。表4は郡代規定の事項別の条項数変遷を示したものである。この表より第一に指摘できることは、承応から元禄・享保段階にかけて規定が整備・拡充され、この享保規定が定着して宝暦規定に継承されていることである。とくに承応より元禄期における著しい郡代職掌の範囲の拡充が看取されるが、その主な内容は、(i)対幕府・長崎関係と(ii)領内外出入、他方者の領内商売、他方職人など、人の移動に関するものである。前者については、藩領内を長崎街道が貫通しており、幕府関係役人をはじめとする長崎

に関わる人々の領内通過への対応であったと思われる。この点は別稿にゆだねるが、「島原の乱」後のいわゆる「鎖国」制完成期にあたる寛永後半期において「公儀」宿送りに際し、主要な宿・津に対する郡代支配権の拡大が図られたことと相即の関係にあったと考えられる。後者(ii)については、先述のように代官職掌として定められたものが、代官と郡代の職掌範囲の相違により広域な地域を管轄する郡代の職掌となつたわけだが、それだけではなく元禄期すでに藩としても新たな対応を迫られる程度に人（自他領民）の移動がみられるという背景が想定されよう。とくに他方者の領内商売（の禁止）という規定は、代官規定にもみられず（表3参照）、元禄期に新たに設けられているが、これは藩領域を越えた隔地間商品流通がこの元禄段階に成立していたことを示唆している。

表4 郡代規定

規定内容	承応1	元禄5	享保18	宝暦11
職務の自覚	1	3	3	3
対幕府・長崎関係	1	7	7	6
自藩領民の領内外出入	4	10	16	15
他領民の領内入	3	17	19	19
他領民の領内商売	0	3	3	3
他領民職人	0	1	1	1
知行地物成徴収	2	3	3	3
宗門改	0	1	1	1
五人組	0	1	1	1
生活規制	1	4	9	9
宗教	0	2	3	3
領民の法度遵守	1	1	1	1
村役人	2	1	1	1
点役（夫役）諸役	4	4	4	4
水利管理	1	3	3	3
給人・代官の非分管理	1	1	1	1
刀・脇差し	5	5	5	5

備考 承応1年は「定」（「鳥ノ子御帳」二）、元禄5年は「郡方手頭」（元禄5年12月12日付。佐嘉郡代宛。なお同日付の小城、藤津東、同西、神埼、高木、杵島松浦波杵、三根養父の各郡代宛の「郡方手頭」もある）、享保18年は「郡方條目写」（享保18年9月1日付。高木郡代宛。『長崎県史 史料編』第二所収）、宝暦11年は「郡方條目写」（宝暦11年9月1日付。佐嘉郡方宛）よりそれぞれ作成。

第二にいずれの年次においても物成徴収規定が少ないことで、この点代官規定と対照的である。これは「鳥ノ子御帳」に収められた承応規定の第一条に

一、於郡掟之儀、相背者於有之は、其趣郡代として早々可申出事<sup>⑩</sup>

とあり、また元禄規定およびそれ以後の各規定の第一条において、

一、郡代之儀、郡郷之事情條、無理非分之儀無之、万廉直之旨を以可相掟候、勿論民百姓、家職を本として不及困窮、能在付候様、心遣肝要候事<sup>⑪</sup>

とあるように、郡郷における掟遵守、郡郷支配の安定が郡代職掌の中心とされていたからである。物成徴収は知行地においては各知行主（給人）があたり、蔵入地では表3で確認したように代官職掌である。

第三に、先述したように寛永二〇年二月と六月に蔵入地は代官、知行地は郡代という職掌分化がなされたものの、郡代は知行地のみならず蔵入地支配にも関与していた。この点は表4より明らかにできないが、例えば享保一八年規定中より例示しよう。

一、潮土井・水土井水流令修理候儀、前を以手間配仕置、無油断蔵入頭人江可申談候、且又自然大風・大潮に土井破損之時ハ、弥郡代罷越、早速修理可申付候、此中ハ郡代不附居、百姓共徒に手間を費之由、於以来緩之儀於有之ハ、郡代越度可申付候條、可得其意事

#### 附（略）

一、先様蔵入配分二よらず、新搦仕候儀、我等江申聞、其上二而可申付候、此中無吟味所々新搦有之而、耕作并潮土井之障二相成之由候條、従跡方仕立有之候搦所二而も、水流等之差合於有之ハ、筋々申達、如前々崩させ可申事

一、蔵入并配分所、私に作出仕儀、堅法度申付候、

藩領支配の地域性（高野 信治）

若作出候ハて不叶在所於有之ハ、請役・家老江申届候上、我等承可申付事

一、蔵入・配分所之升并斗、一樣ニさへせ、焼印を突、從蔵入頭人可相渡候、俵之入、是又無多少可申付事

#### 附（略）

一、郷内之者他国出之節、蔵入百姓之儀ハ、五人組より庄屋迄申届、庄屋手形之上、代官奥判を以、切手可申請事

一、配分地百姓ハ、地頭手形之上、大組頭奥判可仕候、大組頭無之者、地頭より可為手形事

塩土井・水土井・新搦等の領内普請、作出・升斗統一などの耕作・物成基準、領民移動の監視などに対して知行地（配分地）のみならず蔵入地支配が郡代に認められていた。これらの職掌はいずれも蔵入地のみという限定された管轄地支配を行う代官よりも、広範な地域（郡）の一括支配を行っていた郡代の職掌として初めて可能であったといえよう。

以上のように考察を進めると、代官は蔵入地において物成徴収機能を核に他の諸職掌をも加えることによりその支配権を強化していったが、その管轄地は流動的・限定的であったため、広域支配を背景として可能となる職掌については（領内普請や領民移動の監視など）、郡代職掌として委ねられたということができよう。そのように考えれば、佐賀藩における代官・郡代支配については、支配職掌の競合という側面はあるものの、他方で代官支配Ⅱ管轄地の流動性による恣意性の排除と支配地域の限定による支配権の浸透強化、これに対してそれを補完するような郡代の蔵入地支配をも含めた、より広範な地域を前提とした職掌の整備・拡充という傾向も看取されよう。

このような見通しをめぐり、諫早氏が享保五年四月五日に制定した「会所掟」<sup>⑫</sup>の次の条文が注目される。

一、郡代役之者江者、於御城被仰付誓詞、殊二御条目相渡置、毎年被相触事二候條、自分より別二帳不相渡候、公儀篇之儀のみ相勤役儀柄二候條、仰付無相違様二相尋注進事其外無滞様二、念を入可相勤候、殊二御蔵入百姓之儀ハ不及申、大配分、小配分<sup>⑬</sup>、存内之儀ハ聊無臆偏頗、正路二可相勤事

右により「郡代役」（この場合高木郡代の実務を担当する役ということだろう）に諫早氏の陪臣が任命されること、しかもそれが諫早氏の家法（地頭法）である「会所掟」に規定されており、いわば制度として定着していることが窺われる。さらに諫早氏は郡代役者に対し、「自分（知行主Ⅱ諫早氏）より別二帳不相渡」つまり郡代役遂行にあたっては藩主より渡される「御条目」（いわゆる郡代規定で表4に示されるもの）に準拠することを前提に、蔵入地・大配分・小配分知行地に対し「正路」に役を勤めるよう配慮を与えている。つまり郡代（役）は本身家臣（その実務は陪臣。この点については後述）が就くもののその立場は藩の公的役人（「公儀篇之儀のみ相勤役儀柄」）なのであり、蔵入地・知行地における支配権の錯綜性Ⅱ二重支配（蔵入地における代官との競合、知行地における知行主との関係）には、郡代自ら留意を払っていることが知られる。

では、寛永一六年段階において一度は知行地支配のみに限定されたものの、再度職掌が拡大し、しかも広域支配を必要とする領内普請・領民移動の監視などを艇子に蔵入地支配にも関与するにいたる、いわば藩の公的役人としての郡代支配の実態について、郡代を含めた諸役交代制Ⅱ秋役制がすでに定着し展開していた享保期を中心に考察を進めることにしよう。

表5 諸郡代・年行司秋役一覧〔御親類家老諸役〕および各系図類より作成

諸役 申渡年月日	小城郡	藤津郡西	藤津郡東	佐賀郡	神埼郡	高木郡	杵島・松浦・彼杵郡	三根・養父郡	請役	年行司
享保8.7.29	加賀守(直英・小城)	撰津守(直恒・蓮池)	和泉守(直堅・鹿島)	上総(直愈・白石)	大和(直方・川久保)	豊前(茂晴・諫早)	十左衛門(茂正・武雄)	帯刀(茂能・太田)	美作(茂明・多久)	藤九郎(茂昭・武雄カ)
" 9.8.1	"	"	"	隠岐(政盛・村田)	内記(茂憲・内記)	"	千五郎(茂訓・須古)	○主水(茂清・横岳)	○主水(茂清・横岳)	周防(茂喬・姉川)
" 10.8.1	"	"	"	上総(直愈・白石)	大和(直方・川久保)	"	○十左衛門(茂正・武雄)	帯刀(茂能・太田)	○十左衛門(茂正・武雄)	藤九郎(茂昭・武雄カ)
" 11.8.1	"	"	"	隠岐(政盛・村田)	○内記(茂憲・内記)	"	千五郎(茂訓・須古)	主水(茂清・横岳)	○豊前(茂晴・諫早)	周防(茂喬・姉川)
" 12.8.1	"	"	"	上総(直愈・白石)	大和(直方・川久保)	"	十左衛門(茂正・武雄)	帯刀(茂能・太田)	○美作(茂明・多久)	右京
" 13.8.3	"	"	備前守(直郷・鹿島)	隠岐(政盛・村田)	◎主水(茂清・横岳)	"	千五郎(茂訓・須古)	○飛騨	○豊前(茂明・須古)	主税(茂喬・姉川)
" 14.8.13	"	"	"	上総(直愈・白石)	大和(直方・川久保)	"	美作(茂明・多久)	中務	○主水(茂清・横岳)	"
" 15.10.9	↓	↓	↓	隠岐(政盛・村田)	主水(茂清・横岳)	"	相模(茂昭・武雄)	帯刀(茂能・太田)	○豊前(茂晴・諫早)	"
" 16.8.11	加賀守(直英・小城)	撰津守(直恒・蓮池)	和泉守(直堅・鹿島)	"	"	↓	相模("・")	↓	弥平左衛門(茂英・神代)	"
" 17.8.15	"	"	"	上総(直愈・白石)	大和(直方・川久保)	○豊前(茂晴・諫早)	因幡	帯刀(茂能・太田)	○豊前(茂晴・諫早)	弥平左衛門(茂英・神代)
" 18.8.12	"	"	"	隠岐(政盛・村田)	主水(茂清・横岳)	"	"	内記(茂憲・内記)	△美作(茂明・多久)	主税(茂喬・姉川)
" 19.8.10	"	"	"	上総(直愈・白石)	"	○石見(茂行・諫早)	美作(茂明・多久)	主税(茂喬・姉川)	△美作(茂明・多久)	隼人
" 20.8.13	"	"	"	山城(直愈・白石)	大和(直方・川久保)	"	因幡	"	△美作(茂明・多久)	出雲
" 21.8.15	"	"	"	城之助(政賢・村田)	内記(茂憲・内記)	"	"	○内記(茂憲・内記)	△美作(茂明・多久)	監物(茂恒・太田)
元文2.8.25	"	"	"	城之助(政賢・村田)	大和(直方・川久保)	"	"	"	△美作(茂明・多久)	"
" 3.8.1	"	"	"	"	主水(茂清・横岳)	"	"	"	△美作(茂明・多久)	"
" 4.8.8	"	"	"	"	大和(直方・川久保)	"	美作(茂明・多久)	主水(茂清・横岳)	△十左衛門(茂昭・武雄)	安芸(茂陳・深堀)
" 5.8.22	"	"	"	山城(直右・白石)	主水(茂和・横岳)	"	○長門(茂堯・多久)	主税(茂喬・姉川)	○石見("・")	"
寛保元.7.23	"	"	"	隠岐(政賢・村田)	"	"	"	"	因幡	監物(茂恒・太田)
" 2.8.29	"	"	"	○山城(直右・白石)	○内記(茂憲・内記)	"	○十左衛門(茂昭・武雄)	帯刀(茂恒・太田カ)	主水(茂和・横岳)	一学(恒武・倉町)
" 3.8.7	"	"	"	隠岐(政賢・村田)	山城(直右・白石)	"	○長門(茂堯・多久)	主水(茂和・横岳)	因幡	安芸(茂陳・深堀)
延享元.8.12	"	"	"	○山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	"	因幡	帯刀(茂恒・太田)	弥平左衛門(茂英・神代)	"
" 2.8.16	紀伊守(直員・小城)	"	"	隠岐(政盛・村田)	山城(直右・白石)	"	○長門(茂堯・多久)	主税(茂喬・姉川)	○石見(茂行・諫早)	帯刀(茂恒・太田)
" 3.8.18	"	"	"	山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	"	"	帯刀(茂恒・太田)	"	安芸(茂陳・深堀)

" 4. 8. 18	"	"	"	"	刈馬(直方・川久保)	↓	宮内(利紀・阿部カ)	主水(茂和・横岳)	帯刀(茂恒・太田)	主税(敬武・倉町)
寛延元. 8. 15	"	"	"	"	石見(茂行・諫早)	○長門(茂莚・多久)	"	八右衛門(茂訓・須古)	帯刀(茂恒・太田)	
" 2. 8. 15	"	"	"	"	"	十左衛門(茂昭・武雄)	帯刀(茂恒・太田)	阿波( " " )	斎宮(茂親・姉川)	
" 3. 8. 1	"	甲斐(直興・蓮池)	"	若狭(政賢・村田カ)	内記(茂憲・内記)	豊前(行孝・諫早)	阿波(茂訓・須古)	主水(茂和・横岳)	主水(茂和・横岳)	図書( " " )
宝暦元. 8. 15	"	"	"	山城(直右・白石)	刈馬(直方・神代)	"	○長門(茂莚・多久)	"	"	登太郎(昭史・武雄カ)
" 2. 8. 1	"	"	"	若狭(政賢・村田)	内記(茂憲・内記)	"	十左衛門(茂昭・武雄)	図書(茂親・姉川)	"	"
" 3. 8. 15	"	"	"	山城(直右・白石)	刈馬(直方・川久保)	直次郎(茂成・諫早)	長門(茂莚・多久)	帯刀(茂恒・太田)	十左衛門(茂昭・武雄)	"
" 4. 8. 15	"	"	"	若狭(政賢・村田)	"	"	十左衛門(茂昭・武雄)	"	阿波(茂訓・須古)	孫四郎(茂真・神代)
" 5. 8. 15	"	"	"	山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	"	○長門(茂莚・多久)	○	主水(茂和・横岳)	"
" 6. 8. 15	"	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直方・川久保)	兵庫(茂成・諫早)	能登(茂明・武雄)	弾右衛門(茂恒・太田)	"	峯岐(茂真・神代)
" 7. 8. 15	"	摂津守(直寛・蓮池)	"	山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	"	阿波(茂訓・須古)	図書(茂親・姉川)	"	"
" 8. 8. 15	"	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直方・川久保)	"	○長門(茂莚・多久)	○弾右衛門(茂恒・太田)	能登(茂明・武雄)	"
" 9. 8. 15	"	"	"	山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	○	阿波(茂訓・須古)	図書(茂親・姉川)	"	孫四郎(茂真・神代)
" 10. 8. 15	"	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直方・川久保)	豊前(茂成・諫早)	○長門(茂莚・多久)	○弾右衛門(茂恒・太田)	主水(茂和・横岳)	一学(敬武・倉町)
" 11. 8. 15	"	"	"	山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	"	○能登(茂明・武雄)	"	"	孫四郎(茂真・神代)
" 12. 8. 15	"	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直方・川久保)	"	○阿波(茂訓・須古)	"	"	一学(敬武・倉町)
" 13. 8. 15	"	"	和泉守(直熙・鹿島)	山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	"	○能登(茂明・武雄)	"	"	図書(茂親・姉川)
" 14. 8. 19	加賀守(直愈・小城)	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直方・川久保)	"	○阿波(茂訓・須古)	主水(茂和・横岳)	孫四郎(直真・神代)	一学(敬武・倉町)
明和2. 8. 1	"	"	"	山城(直右・白石)	内記(茂憲・内記)	"	○	"	"	図書(茂親・姉川)
" 3. 8. 21	"	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直方・川久保)	"	○長門(茂莚・多久)	○	"	"
" 4. 8. 1	"	"	"	直次郎(直賢・白石)	内記(茂憲・内記)	"	能登(茂明・武雄)	図書(茂親・姉川)	主水(茂和・横岳)	主水(茂和・横岳)
" 5. 8. 6	"	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直賢・川久保)	"	長門(茂莚・多久)	弾右衛門(茂恒・太田)	○主水	○七左衛門
" 6. 9. 19	"	"	"	直次郎(直賢・白石)	内記(茂憲・内記)	兵庫(茂團・諫早)	阿波(茂訓・須古)	"	△能登	△能登
" 7. 8. 28	"	"	"	若狭(政賢・村田)	刈馬(直賢・川久保)	"	"	"	△能登	△能登
" 8. 7. 23	"	"	和泉守(直宣・鹿島)	直次郎(直賢・白石)	内記(茂憲・内記)	"	美作(茂孝・多久)	"	○兵庫	○主水

備考 表中の◎印は三役、○印は二役の兼職者。また△印は本役に就いている者が留守中等の場合の臨時兼職者。↓印は記載がないことを示す。

## 二 郡代秋役制

前節においては、代官・郡代支配の地域的展開をとくに管轄地と職掌の変遷をめぐりみてきた。そこで注目されることは藩の公的役人として蔵入地・知行地を一括した郡代職掌の整備・拡充であった。では郡代支配の実態はどのようなものであったのか。以下に家臣日記を素材としながら検討を加えることにしよう。

次は家臣団資格で親類の白石鍋島家「御記録」中の記事である。

（享保一二年九月一日）

一、朔日御郡方（村田鍋島・佐賀）隠岐様江交代付而彼下郡代池田五郎左衛門罷出候付而、於御前御條目之御渡也

（享保一二年八月九日）

一、請役所御用申来、平尾九太夫罷出候処、御当役豊前様（平尾九太夫）被相達候ハ、当九月（享保一二年）と佐嘉郡方被仰付由、当時白石御引越付而、御家来へ被相達候由、御請二日二御使者を以被 仰上候也

九日 当役 牧右衛門佑  
相談役 安武九兵衛  
成松新十郎  
嬉野九左衛門  
相良次右衛門

当秋より

佐賀下郡代

平尾九太夫

前の史料では、郡方（佐賀郡代）が白石鍋島家（この時期の当主は直愈）より、村田鍋島家（当主政盛）へ、享保一一年九月一日付で交替になったことが、また後の史料によれば、翌一二年九月より佐嘉郡方が村田鍋島家より白石鍋島家へ交替となったことがわかる。

この点について表5を参照しよう。これは、享保八年より幕末期にいたるまで各年次に諸役（郡代や請

役、年行司、蔵方、相談方など。表化にあたっては前三

者をとり上げた）を担当した家臣名（家格としては支藩三家、親類、親類同格、家老など大配分の大身家臣）が列記された「御親類家老諸役」という史料より作成したものである。これによればまず享保一一年八月一日に佐賀郡代が村田鍋島家の政盛に申し達せられているが、先の史料では同年九月一日より郡代に就任した。また同表では翌一二年八月一日に佐賀郡代が白石鍋島家の直愈に申し達せられているが、先の史料では享保一一年（九月）より同一二年（八月）まで請役（当役）であった（表5の請役の項参照）諫早茂晴から、享保一二年九月より佐賀郡代に就くことが申し渡されている。つまり表5と先の二つの史料の記述は合致し、毎年八月中に次年度郡代担当者が申し達せられ、九月一日発令であったことが知られる。このような九月の交代制（秋役制）は、郡代に限らず諸役についても一般的であった。郡代を含んだ諸役は一年に一回ないし二回交替していたわけで、二回交替の場合は九月と三月が交替時期にあたっている。かかる諸役秋役制成立時期を明らかにすることはできないが、表5にも示されるように享保期には秋役制が定着・展開していた。また前掲表2の明暦段階における郡代担当者を検討すれば、小城郡・藤津郡は鍋島市正（倉町鍋島家）と鍋島監物（納富鍋島家）であるのに対し、表5にある享保段階以後は、両郡は支藩三家が郡代を定役として勤めている。つまり明暦期から享保期の間はその成立の時期は求められ、おそらくは、本藩による三支藩統制法である「三家格式」の制定（天和三年）、鍋島内記家の創設（貞享元年）、旧竜造寺系四家の親類同格という位置づけ（元禄一二年）など、佐賀藩における身分格制が整備・確定する天和・貞享より元禄期頃と考えられようか。すなわち郡代秋役制は身分格制と密接な関係にあったと思われるからである。かかる点に留意しな

がら、改めて表5をみてみたい。

まず郡代が定役と秋役の場合があったことが知られる。その内定役の郡代は小城郡、藤津郡西、同郡東および高木郡である。前三者はそれぞれ小城藩・蓮池藩・鹿島藩の三支藩主が、また高木郡は親類同格の諫早氏が定役となっている。支藩といえども「三家格式」により本藩の強力な統制下にあり、しかも本藩分限帳（佐賀藩では着到帳と称する）に家臣として位置づけられて佐賀藩軍団編成に組み入れられていた三支藩主が、郡代を担当し本藩領内支配機構の一部として位置づけられていたことは注目してよからう。また諫早氏の高木郡代担当は、諫早を中心とする高木郡に広範な知行地を有する旧竜造寺系一門・親類同格という背景があったと思われる。なお前掲表2によれば明暦期では、高木郡の場合、諫早と神代の二郡代が設定され、それぞれの地域に知行地を有する大身家臣が担当していたが、遅くとも享保期以前、諫早と神代の二郡代が高木郡として統一され、諫早氏による定役担当となったわけである。このように、小城・藤津西・同東の各郡代の検討により、郡代定役制は家格（支藩三家と親類同格）と各郡における知行実態（大配分知行地の比較的一円的存在）を反映したものであったといえよう。

かかる郡代定役制に対して郡代秋役制はどのようなこととがいえるのであろうか。該当するのは佐賀、神崎、杵島・松浦・彼杵、三根・養父の各郡であるが、このうち、杵島・松浦・彼杵郡代と三根・養父郡代は複数郡が管轄地となっており、より広範な地域支配を行っていたことになる。

まず佐賀郡と神崎郡についてみてみよう。後掲表12によれば、佐賀郡の場合全地味高の八七・二%が、また神崎郡の場合二五・八%が蔵入地味高で占められており、とくに佐賀郡は他のどの諸郡よりも高い比率であ

る。また領内全蔵入地米高中、各郡がしめる蔵入地米高の比率に注目しても、佐賀郡は五三・九%と全蔵入地米高の半分以上を占める。このように佐賀郡と神埼郡は他の諸郡に比較して相対的に多くの蔵入地が設定されていた地域といえ、この両郡は鍋島一門とよべる親類層の郡代担当が原則となっていた。すなわち佐賀郡の場合、白石鍋島家と村田鍋島家の交替Ⅱ秋役制、神埼郡の場合、川久保鍋島家と鍋島内記家の交替Ⅱ秋役制が定着している。しかもこの四家親類層の知行地は、いずれも佐賀・神埼郡内にその中心があり、定役郡代と同様にここでも郡代が家格と知行実態を反映したものであるといえる。

杵島・松浦・彼杵郡代は、複数郡の担当である。親類同格の武雄鍋島・多久・須古鍋島の三家の交替Ⅱ秋役制であり、この三家の知行地は杵島、松浦、彼杵三郡の一部に存在している。つまり、杵島・松浦・彼杵郡代も、家格と知行実態の上に設定されているといえよう。しかも後掲表12によれば、領内の全蔵入地米高のうち、杵島郡に二三・一%が存在しており、佐賀郡に次いで高率となつてゐる。杵島・松浦・彼杵郡代は、大身家臣の知行地が存在し、このことは後掲表13より相給化が進まず、また後掲表14より小給人の知行地が少なく知行地が一円的に存在する地域であることを示している。総じて蔵入地や知行地の広域支配が、親類同格層に杵島・松浦・彼杵郡代担当を通じて委任されていたとみることができよう。

郡代秋役制のいま一つのパターンは三根・養父郡代である。この郡代も複数郡の管轄地が設定されている。ここではいずれも家老の太田・横岳・姉川の三家交替Ⅱ秋役制であり、各家の知行地は三根・養父郡を中心としている。本郡代についても同一家格(家老)でこの地域に知行地が集中している家臣が就任するという原則がみ

られるといえよう。ただし養父・三根郡、とくに後者は神埼郡と並んで知行地の相給化が進んでいる(表13)。しかも物成二〇〇石未満のいわば小給人層の存在は、養父・三根両郡ともに神埼郡と並んでその比率が高い(表14)。また蔵入地米高も両郡の全地米高中、三三・七%を占める(表12)。つまり養父・三根郡代は、小給人知行地の相給化が進みしかも蔵入地が錯綜した地域といえる複雑な所領構造を呈する両郡の広域支配を、家老格の家臣層が担当していたということができよう。

以上、郡代秋役制であつた佐賀郡、神埼郡、杵島・松浦・彼杵郡、三根・養父郡の諸郡代について検討してきた。これらの郡代はいずれも一年に一回ないし二回の交替であつたものの、小城、藤津西、同東、高木の定役の郡代同様、家格と知行実態を背景としたものであつた。つまり該当郡に知行地が集中的に配分され、しかも同一家格(親類、親類同格、家老など)の大身家臣層が、それぞれ郡代を交替で担当していたのである。

このようにみると郡代の定役制と秋役制(この二形態は広義の秋役制と捉えることもできよう)は、藩領内における知行地の存在形態と家臣序列(家格)を反映した制度であつたといえよう。その成立は先述したように家臣団の身分格制が確定する天和・貞享より元禄期であつたということができ、しかもこの段階では、すでに領内の知行体系が完成していたと考えられ、その実態を示したものが、一八世紀初頭のこの時期に作成されたと推定される「玄梁院様御代着到配分村付帳」であつたと思われる。

### 三 郡代支配の実態

#### (1) 郡代下役と經費

ここでは郡代支配の実態について検討する。まず佐

賀郡代を村田鍋島家と交替で勤めていた親類の白石鍋島家の記録(日記)を通じてみることにしよう。表6は郡代支配の人的構成(郡代下役)および職掌内容について知るために作成したものである。これより第一に指摘できることは、郡代支配といういわば藩の公的行政役の実務を果たす階層についてである。すなわち、家老・下郡代・侍などは藩直臣なのか、郡代を勤めている家臣の陪臣(つまり白石鍋島家の家臣。藩主からみれば陪臣)か、あるいはいづれをも含むのか。前節で掲げた白石鍋島家記録の享保一二年八月九日付記事および次の史料をみてみたい。

(享保一二年八月二六日)

一、廿六日於嘉瀬仕置者有之、下郡代平尾九太夫不

快有之、差次嬉野九左衛門主従六人二而相勤候

まず前節史料では、享保一二年八月一日に佐賀藩当役(請役)の諫早茂晴より、当役牧右衛門佑以下に対し、白石鍋島家の直愈が当九月より佐賀郡代を勤めるよう申し達しがあり(前掲表5参照)、それが翌二日に知行地在住の直愈へ使者をもつて伝えられたことが知られる。当役牧右衛門以下六名の家臣名は、この時期に最も近い分限帳である「享保十七年侍着到」に名書が見あたらない。これは牧以下六名が白石鍋島家の陪臣であつたことを推測せしめる。この中で牧は当役、すなわち表6の家老にあたり、白石鍋島家の家政、知行地支配に対して中心的機能を果たしていたと考えられる。また平尾九太夫は佐賀下郡代とされ、同表の下郡代に相当する。下郡代を担当する白石鍋島家の陪臣は何名が存在していたと思われ、右の史料によれば、下郡代平尾が病気につき、嬉野が差次として代行している。このように表6の家老および下郡代は白石鍋島家の家政、知行地支配において重要な機能を果たしていた上層陪臣であつたと想定され、牧右衛門以下六名がそれにあたるのであろう。これら家政

表6 佐賀郡方積方（元文3年7月17日）

御用	諸下役	家老	下郡代	侍	付役侍	物書	小奉行	小奉行足輕	俄警固	歩行	中小姓歩行	人馬渡役歩行	足輕	掃除心遣足輕	小頭	文番	小者
他行役懸			1		3	1		4	15			2				4	
殿様扱又隣国大名御通路之節及長崎往来			1		1									1			6
筑前守様川上御通路	1		1		17						15		58				30
長崎奉行御通路			2		8					4			11				13
恒例神事	川上妙法経		1		2		1						133				7
	金立初午			1			2						15				2
	諸祭礼祇園会			1			1						187				187
	恒例能興行																
	浄土一宗法事			2			2						18				36
	叩法事			1			1						5				1
仏事	城下御蘭陀通路												2つ				
	芝居興行		1つ		2つ		1つ						10つ				6つ
	御仕置者有之遊行聖人廻国		1		3		2						30		2		15
												14					

備考「御記録」（白石鍋島家編）より作成。他に郡繼足輕4人あり。

表8 昭和6年皿山会所地方詰手明鐘・足輕名書及び所属「与私」

与私	物頭	手明鐘	足輕
① 鍋島弥平左衛門組			
② 鍋島 弾右衛門組	秀嶋忠左衛門 〔物成110石、足輕鉄炮25挺与頭〕		永江 半左衛門
③ 鍋島 凶書組	石井弥七右衛門 〔物成110石、足輕鉄炮25挺与頭〕		小嶋 権右衛門
④ 中野 数馬組			
⑤ 鍋島 主水組	石川 清九郎 〔物成110石、手明鐘30人頭〕	前山 利右衛門	
	田中作左衛門 〔物成60石、足輕弓25帳与頭〕		伊東 六右衛門
⑥ 鍋嶋 七左衛門組	山村伊左衛門 〔物成130石、手明鐘30人頭〕	田中 神平（切米8石3斗）	
	敷内善右衛門 〔物成55石、足輕鉄炮25挺与頭〕		中溝 常右衛門
⑦ 鍋嶋 隼人組			
⑧ 原田 舎人組	川浪 権兵衛 〔物成160石、内加米50石、手明鐘40人頭〕	藤山 祐右衛門（切米7石5斗）	
	福地 助之允 〔物成100石、足輕鉄炮25挺与頭〕		久米 千左衛門
	南部 大七 〔米54石、外に加米10石、足輕鉄炮20挺頭〕		三嶋 治右衛門
⑨ 鍋島 靱貞組	深江 武兵衛 〔物成110石、手明鐘40人頭〕	塚原治武左衛門	
⑩ 鍋島 喜左衛門組	村上 弥兵衛 〔物成80石、足輕鉄炮25挺組頭〕		本庄 儀右衛門 砥川 茂兵衛
⑪ 納富 十右衛門組	沢野 奎之允 〔物成100石5斗、内加米15石、足輕鉄炮25挺与頭〕		福田 作左衛門 福田 惣右衛門 谷口 祐左衛門
⑫ 鍋島 左大夫組			
⑬ 千葉 太郎助組	有田 権之允 〔物成100石、手明鐘30人組頭〕	副田 権太郎（切米15石） 荒木 惣右衛門（切米12石7斗） 増田 藤左衛門（切米8石）	
⑭ 石井 兵部組			
⑮ 執行 郎左衛門	原田 伊兵衛 〔物成120石、手明鐘30人頭外二預〕	中溝 進之允 田中 長右衛門	
不明	諸岡 左右衛門	光武 金右衛門 光武 久右衛門	
	石丸 嘉衛門		平石 久右衛門
	馬渡 隼人		山崎 作十

備考 拙著『近世大名家臣団と領主制』140頁より。

機構を担当する陪臣が佐賀藩領支配機構である郡方の人的構成者としても機能を果たしていたわけである。表6における家老・下郡代以下の諸下役についても同様であり、白石鍋島家の陪臣団ということが出来る。表7は幕末期のものであるが、同家の家臣（陪臣）構成を示したものである。これはいわば軍制であるが、その構成者が佐賀藩の領内支配機構として機能していたことが窺える。このように表6の家老や下郡代をはじめとする諸階層は当主（白石鍋島家の直愈）が郡代に就くに当たつての郡代下役であるが、それは同家の家臣・知行地支配を担当しまた軍制を構成する者でもあったのである。

表7 白石鍋島家家臣団構成（嘉永5年）

家臣層	人数
親類	2
家老(大組頭)	2
馬上通	30
侍	113
中小姓	85
歩行	112
一孤陸	30
被官	45
足輕	325
黒鉄	30
小道具	30
計	804

備考「三家御親類同格家来人数付」より作成。

するが、白石鍋島家の陪臣以外には藩直臣や他の家臣の陪臣層を郡代下役として含まなかつたということである。この点について表8を掲げた。同表は明和六年の有田皿山会所の地方詰の手明鐘、足輕の所属「与私」につ

いて表化したものである。手明鍵とは、元和六年に直臣のなかより現米五〇石以下の知行を召し上げ、蔵米で一五石を給し、平和時には無役、臨戦時には鍵一本・具足一領で出陣との規定で創出された家臣層に由来する<sup>28)</sup>。本藩と蓮池藩の家臣団編成にみられ、本藩においては一五ないし一六組ある「与私」のいづれかに所属していた。他方、足軽とは与付切米取ともいわれ、「与私」に本藩より分与された切米取層のことである<sup>29)</sup>。つまり手明鍵も足軽（与付切米取）も下層直臣で「与私」に所属していた。これらの下層直臣が有田皿山会所の地方詰となっていたわけで、「与私」所属の手明鍵・足軽が領内支配機構の一部として機能していたといえよう。しかし表6の郡代下役は藩下層直臣の手明鍵・足軽を含んだ構成とはなっていない。表7と比較すれば足軽の人数の多さが少し気になるが、時期的相違を勘案すれば必ずしも矛盾したものとはいえず、また表6はいくつかの役を兼帯する重複した人数の書き上げという可能性もある。いづれにしてもこれらのデータのみからの即断は慎むべきだろうが、郡代役は有田皿山代官所のように藩直臣によって構成されるものとは相違して、大配分家臣が郡代に就くとその下役は陪臣によって担われていたということができよう。藩の公的行政役がいわば上層家臣の陪臣団によって運用されていたのである。

さて、これまで郡代下役について表6を中心に検討してきたが、次に役務遂行にあたっての経費はどのように負担されていたのであろうか。表9は元文三年の白石鍋島家記録より作成した下郡代をはじめ郡代諸役の役料および諸入用料である。下郡代は五〇石、下奉行（表6の小奉行か）四人飯米として二二石余、銀遣方代米三〇石など合わせて二六〇石が計上されている。これを誰が賄うのか。次の史料は時期がずれるが参考となる。

（享保一四年一月五日）

藩領支配の地域性（高野 信治）

表9 郡代諸役役料・諸入用  
（元文3年7月17日）

諸役・諸入用	米高
下郡代	50石
下奉行4人飯米	22石4
嘉瀬郡継料	5石
人馬渡2人	7石2
俄警固入方	15石
差次使番4人兼飯米	29石2
諸飯米並加勢米	66石
銀遣方代米	30石
計	260石8

備考「御記録」（白石鍋島家編）より作成。

一、五日御勝手方綾部儀左衛門、伊東利兵衛より申来、嬉野九左衛門罷出候処、左之通書付を以相達有之候

覚

但、佐嘉郡方西九月（享保一四年）戊二月追

一、米百拾石

（鍋島藩）  
上総殿

但、年行司方西九月（享保一五年）戊二月追

一、米六拾石

（鍋島藩）  
主税殿

右之通、御銘々御家来江可被相渡候、但、右書付之通、郡代・年行司被相勤候、当暮出来返上方多六部以上付而、為御合力右之通可被差出由、（白石鍋島家）  
豊前殿・弥平左衛門殿御申来候条、此段筋々可被相達候、以上

これによれば郡方や年行司などの藩の公的行政役遂行にあたっては、藩の勝手方より諸経費が支出されていたといえる。佐賀郡方の場合米一一〇石であるが、享保一四年より同一五年までは、白石鍋島家は半年勤め（引用史料および前掲表5参照）なので、これを二倍すれば一年分約二二〇石となり、表9の二六〇石余にやや近似した数値となる。しかし、四〇石程少ない。ということは必要経費の全てを藩が賄うのではなかったとも考えられる。事実先の史料では家臣からの出来が多かったので「御合力」として藩が支出したとの記述もある。詳細は

いまだ検討を要するが、藩と家臣の折半というのがどうも実状であったようだ。

## (2) 郡廻り

前項では、郡代支配の実態をめぐり郡代下役や諸経費の検討をおこなってきたが、ここで前掲表6より郡代職掌について二点の指摘を行いたい。第一に隣国大名、長崎奉行などの領内通行における警固・心遣である。これは前掲表4の郡代規定の変遷で、対公儀、長崎関係の諸規定が承応段階より元禄段階にかけて整備・拡充されていた事実と相即する。

第二に指摘されることは、恒例神事・仏事の行事に際し郡代下役が機能していることである。とくに川上妙法経においては足軽一三三名、諸祭礼祇園会恒例能興行の時には同一八七名の多人数にのぼっている。この第二の点は郡代支配を含めた領内支配の特質を考察する上で重要と思われるのでさらに検討を進めよう。

享保一七年、螟虫による西日本一帯におよんだ大飢饉が発生した。佐賀藩領内では人口三七万人のうち八万人、二〇%が犠牲になったといわれ、「享保十七年御蔵入御物成目安」によれば、本藩蔵入地の除米率は八一%強であった。したがって藩にとってこの飢饉への対応は緊急かつ周到に行わなければならなかった。その一環として飢饉の翌年享保一八年正月、郡廻りのための郡割を行うが、それを示したものが表10である。表中郡廻者とは領内巡回担当者であり、例えば佐賀郡の場合、白石鍋島家の直愈、三根・養父・神崎三郡の場合、村田家の政盛がそれぞれ担当したことを示している。郡廻者勤役とは、享保一八年正月段階における郡廻者の勤役を記したもので、三根・養父・神崎三郡の郡廻りを担当した政盛は実際には佐賀郡代であり、小城・藤津両郡の郡廻者の鍋島茂憲（内記家）は三根・養父郡代であったことを示

表10 郡廻りにつき郡割（享保18年正月10日）

郡 <sup>㉑</sup>	郡廻者 <sup>㉒</sup>	郡廻者勤役 <sup>㉓</sup>	御付廻り <sup>㉔</sup>	御付廻り所属 <sup>㉕</sup>
佐賀	上総(直愈・白石)		三上与惣左衛門	物成150石、鍋島弥平左衛門与、足軽弓25帳与頭
三根 養父 神埼	隠岐(政盛・村田)	佐嘉郡代	松永卯右衛門	物成100石、有田勘解由与、足軽鉄炮30挺与頭
小城 藤津	内記(茂憲・内記)	三根・養父郡代	小森八内	
杵島	兵庫(茂明・諫早力)	高木郡代力	青木八郎兵衛	物成70石5斗、鍋島市佑与、足軽鉄炮30挺与頭
松浦 彼杵	出雲		大石小助	物成50石、執行七郎左衛門与、足軽鉄炮15挺与頭

備考 ㉑「御記録」（白石鍋島家編）、㉒「御親類家老諸役」、㉓「享保17年侍着到」により作成。

している。また御付廻りとは各郡の郡廻者に対して補助役（これが実務者であろう）が付けられたわけで、その御付廻り家臣の所属を最後につけている。

この表10より第一に指摘できることは、佐賀と杵島の両郡のみ郡廻りの担当者が一郡ということである。これは領内蔵入地米高中、両郡の比率が高く（表12）、しかも被害が佐賀平野の中心である両郡で甚大であったためであろう。手厚い郡廻りが期されているといえよう。第二に郡廻りを当該郡代が行っていないということである。郡廻者から従来の郡代である三支藩主・親類同格層が除かれたことは、郡代支配への監視という側面も考えられよう。第三に郡廻り五名のうち三名が親類層であり、親類層四家のうち、三家が郡廻りを担当していたということである。このことは、飢饉という非常時に三支藩・親類同格層は知行地経営が第一義とされていたということであろう。すなわち「御親類同格中も郡々被相廻候者、郷内百姓其外惣々及難儀飢人多有之」、あるいは「小城・蓮池・鹿嶋私領之儀、御自分も御介抱有之事候」とあるように、親類同格や支藩三家の場合には、各々の知行地百姓経営を藩は命じたわけである。このように藩は領内統一的対応策を必ずしも施し得ず、支藩三家や親類同格の知行地は知行主の責任とし、いわば分権体制を容認する結果となったといえよう。第四に、第三で述べたように、三支藩主・親類同格が自らの知行地経営に専念したため、「御介抱之儀、御側之人をも段々被差下」と、「御側」すなわち藩主直屬家臣団である「与私」所属で与頭クラスの家臣層より補助役がつけられたことである。本来は軍事編成で藩主直轄軍事力を構成する「与私」は、いくつかの小「与」からなっており、小「与」統率者が与頭であった。このように飢饉という非常時を契機として、「御側」勢力が、本来分権的知行制をベースに成立し独自性が強かった郡代支配に関わったことは留意されよう。以上が

表11 佐嘉郡廻につき郷割（享保18年正月10日）

郡廻勤所	郷割
川上実相院	佐嘉山内・上佐嘉上下・中佐嘉郷・新庄郷 <small>（郷）</small> へ島村
川副上郷角町村金光院	古瀬郷・川副三郷
本庄宮	与賀上下・本庄
嘉瀬郷四面官	嘉瀬郷・大俣郷 <small>（郷）</small>

備考「御記録」（白石鍋島家編）より作成。

享保飢饉に際して行われた郡廻りの郡割をめぐり表10より指摘できることである。

郡廻りについてさらに表11によつてみてみたい。同表は諸郡郡廻りのうち、白石鍋島家の直愈が担当した佐賀郡廻り（表10参照）の郷割について表化したものである。本表によれば四地域に郷割がなされているが、注目したいことは、この四地域での勤所が、川上実相院、金光院（川副上郷角町村）、本庄宮、四面官（嘉瀬郷）というように寺社に置かれていたことである。この点を表6で検討した郡代職掌の一つであった恒例行事・仏事行事への関与とのつながりで検討した場合、いかに理解されるであろうか。郡代支配では、寺社の祭礼・仏事の際には表6の足軽層（郡代の家臣）を多数送り込み警固を勤めたと思われる。次に史料を示そう。

（享保一二年四月一日）  
就御尋書付差出候扣

三根郡西嶋郷宗廟八幡宮祭禮、従 上被仰付置候寛  
祭礼十月十五日

毎歳、古方米二而被差出候

一、御祭米 式石

承応三年二而社料米式斗八升五合也

- 一、御名代 当代官
- 一、郡代警固 八人
- 但七寸廻
- 一、注連所 六本
- 已上

享保拾一年午ノ 兼座主 寺井

卯月朔日 神通院〇(印)

実相院<sup>④</sup>

神社の祭祀に郡代警固が派遣されていることが知られる。後掲表12よりも窺えるように、この史料に示される三根郡は神埼郡と並んで相給化が進んでいる。このような所領構造の場合、その支配形態も複雑であると思われるが、いわば相給支配を超越して寺社での祭事・仏事は地域的編成の場となったと考えられる。とくに郡代下役として足輕層を寺社の宗教行事に多数送り込んだ郡代支配(表6参照)は、管轄地域に対する統一的支配強化の重要な契機となったのではなからうか。かかる意味で表11にみられる寺社を拠点とした領内支配のあり方は注目してよいだろう。

以上、代官・郡代支配の管轄地・職掌の編年分析をうけ、とくに郡代支配の実態をめぐり、郡代に就いた家臣側の記録(ここでは白石鍋島家)に拠りながら若干の検討を加えてきた。次節では、これまでみてきた代官・郡代支配を中心に藩の領域編成ないし地域的特質と関連づけながら、領内支配機構の性格について考えてみたい。

#### 四 藩領の地域的特質と支配機構

##### (1) 藩領の地域性

ここでいう地域性とは支配システムないし所領形態に規定された地域的特質という意味である。具体的に想定しているのは知行地と蔵入地の存在形態による藩領の地

藩領支配の地域性(高野 信治)

域的特性である。佐賀藩の場合のそれを検討するため、表12、14を掲げた。まず表12は貞享段階の蔵入地地米高と知行地地米高を郡単位に集計したものである。表中<sup>①</sup>×100とは、各郡における蔵入地・知行地を合算した全地米高における蔵入地地米高の比率を百分率で示したものであり、また、<sup>②</sup>×100とは佐賀藩領内全蔵入地地米高において各郡における蔵入地地米高が占める比率を示したものである。この表より、佐賀郡における蔵入地地米高の比率が、佐賀郡内の全地米高に占める比率においても(<sup>③</sup>×100)、また領内全蔵入地地米高(<sup>④</sup>×100)においても極めて大きいことが知られる。つまり佐賀郡は他の諸郡に比較すると、蔵入地が広範に設定されていた地域であつたといえ、藩権力は領内で生産力が高く、城下周辺の佐賀平野に蔵入地の中心を設定していったことが知られる。

表13は一九世紀前半の作成と思われる佐賀藩領内の知行地の存在を詳細に示した「大小配分石高帳」という史料を表化し、一村における知行地数別に村数を集計したものである。本表によれば、佐賀藩東部に位置する三根郡および神埼郡で相給化が進んだ村が多いことが明白である。三根郡では二給、神埼郡では三〇給の村さえ存在する。これに対して他の諸郡は比較的相給化が進んでいない。佐賀郡の場合、先に指摘したように広範な蔵入地が設定されていることに原因があろう。それに対して小城・杵島・藤津・高木・彼杵の諸郡は佐賀藩領内西部に位置しているが、三支藩や旧童造寺系の親類同格(多久・武雄・諫早・須古)の大配分知行地が比較的一円的に存在する地域であり、相給化はあまりみられなかった。

次に同じく「大小配分石高帳」から作成した表14をみてみよう。これは物成二〇〇石未満の給人(本稿では小給人と呼ぼう)階層の郡別知行地集中度を示したもので

ある。同表によれば、養父・三根・神埼の三郡における小給人の知行地集中度が極めて高いことがわかる。これに対して小城・杵島・藤津・松浦・彼杵・高木の諸郡では、非常に少ないか皆無である。

佐賀藩東部の前三郡は表13に示されるように、相給化が著しい地域であつたが、このことを勘案すれば東部三郡は小給人の知行地が相給形態をなして集中しているところの複雑な所領構造を呈していたといえよう。他方藩領西部の小城・杵島など六郡は大身家臣の知行地が一円

表12 近世中期の蔵入地地米高と知行地地米高

郡名	① 蔵入地・知行地地米高	② 蔵入地地米高	③ ×100 (%)	④ ×100 (%)	知行地地米高
養父・三根郡	24602.012	8300.676	33.7	6.8	16301.336
神埼郡	39468.880	10193.709	25.8	8.4	29275.171
佐賀郡	74343.398	64887.467	87.2	53.9	9455.931
小城郡	40490.430	—	—	—	40490.430
杵島郡	66045.713	27905.729	9.9	23.1	32610.962
松浦郡		5529.022	1.9	4.5	
彼杵郡	—	—	—	—	—
藤津郡	20238.211	453.056	2.2	0.3	19785.155
高木郡	14499.873	3113.456	21.4	2.5	11386.417
合計	279688.518	⑤120380.112	43.0	100.0	159308.407

備考 『佐賀藩の総合研究』645頁より。なお貞享年中「御蔵入物成附」・「御蔵配分郡寄」より作成されたもの。

表13 知行地数別村数（郡別）

郡名 知行地数	養父郡	三根郡	神埼郡	佐賀郡	小城郡	杵島郡	松浦郡	藤津郡	高木郡	彼杵郡	計	比率
1 給	6村	24村	95村	66村	137村	86村	13村	82村	49村	16村	574村	74.7%
2	5	13	25	6	6	10	1			1	67	8.7
3	1	6	14	2		2					25	3.2
4		4	6	1		1					12	1.6
5	2	3	8			2		1			16	2.1
6		2	11			3					16	2.1
7	1		9								10	1.3
8		3	6		1						10	1.3
9		5	5			1					11	1.4
10		2	3								5	0.6
11			1								1	0.1
12			4								4	0.5
13		3	2								5	0.6
14			1								1	0.1
15			1								1	0.1
16		1	2								3	0.4
17												
18			1								1	0.1
19		1		1							2	0.3
20			1								1	0.1
21												
22		1	1								2	0.3
23												
24			1								1	0.1
25												
26			1								1	0.1
27			1								1	0.1
28			1								1	0.1
29												
30			1								1	0.1
	15	68	201	76	144	105	14	83	49	17	772村	

備考 「大小配分石高帳」より作成。

表14 小給人（物成200石未満）の郡別知行地集中度

郡名	地米高	②全知行地地米高	③小給人の知行地地米高	④×100
養父郡		2167.5765石	837.7015石	38.6%
三根郡		13845.4835	5080.0564	36.7
神埼郡		31755.8172	12243.542	38.6
佐賀郡		17861.843	1210.566	6.8
小城郡		31980.3364	379.627	1.9
杵島郡		21275.8626	1156.66	5.4
藤津郡		21540.391	200.25	0.9
松浦郡		2201.101	0	0
彼杵郡		1988.669	0	0
高木郡		10811.344	0	0
計		155428.4242石	21108.4032石	13.6%

備考 「大小配分石高帳」によって作成された前掲『佐賀藩の総合研究』648～649ページの表より作成。

的に存在し、その結果相給化が進まないところの所領構造からいえば比較的単純な地域であるが、このことはむしろ大配分知行地が割拠していたことでもある。

以上の検討により佐賀藩領が支配システムの面から地域的に不均質であったこと、換言すれば明確な地域性の存在が指摘できる。すなわち佐賀郡は蔵入地の集中度が他の諸郡に比して圧倒的に高い。それに対して佐賀藩東部地域（東目）の諸郡は小給人知行地が集中し、しかもそれらの知行地は複雑な相給形態をとっていた。一方、佐賀藩西部地域（西目）では大身家臣の知行地が一円的

に存在し、いわば割拠体制を呈していたのである。このように藩領がフラットではなく所領構造に基づく地域性が存在することは、支配機構も一律的に整備・強化されたのではなく、その地域性に規定されると考えられる。この点に関して津番の設定や代官制度を通じて検討しておこう。

佐賀藩領内でギリシタン対策の一環として最初に津番が設置された時期は明らかにし得ないが、次の史料より寛永後期、いわゆる「島原の乱」以後には設置されていたといえる。

（寛永二年四月一四日）

一、牛津川より東之浦々小津迄、并道筋弥番を付置、伴天連・いるまん・きりしたん宗之者参候者、則からめ取、可申候、此段今度も被仰付候條、其方請役二候て、念を入、昼夜、不可有油断候事

この史料で重要なことは、諸浦、小津並びに道筋に番を設置する地域が「牛津川より東」といわれる佐賀郡などを含めた「東目」に限定されていたことである。では「西目」における津番の設置時期はいつ頃か。表15はその時期を示したものである。すなわち管見の限りでは、慶安

表15 領内キリシタン究津番(慶安5年7月21日)

郡名	番所	番担当者
佐賀	今津番	野田八兵衛 尉
小城	柳鶴津番	平方忠右衛門 尉
杵島	龍王津番	執行忠左衛門 尉
藤津	藤津(浜)津番	酒見甚兵衛 尉
	竹崎津番	貞包源左衛門 尉
高木	横蔵津番	迎新左衛門 尉
	神代津番	前田権兵衛 尉
松浦	有喜(宇木)津番	古河左馬丞
	楠久津番(山代)	浜野七郎左衛門 尉
未詳	伊万里津(番)	未詳
	田結浦番	横尾平右衛門 尉

備考 「有田家文書」(『佐賀県史料集成』14所収)74号野田八兵衛請書から84号伊万里津番某請書の11通により作成。

五年七月二一日付の領内キリシタン究のための津番設置に関する請書が一通残されているが、それを表化したものである。津番所が設置された地域に注目すると、佐賀・小城・杵島・高木・松浦の諸郡であり、これは「西目」の諸郡に重なる。寛永後期の「島原の乱」直後には「東目」において、すでにキリシタン対策の一環としての津番をはじめとする諸番所が設置されていたが、「西目」では遅れて慶安段階にいたっており、その設置時期の相違が指摘できよう。

このような津番設置時期の「東目」と「西目」の違いは、蔵入地や小給人の知行地(小配分地)が存する「東目」において、支配機構の整備<sup>11</sup>藩権力の浸透が早く、大身家臣の知行地(大配分地)が割拠する「西目」では、統一的支配機構の整備が行えなかった状況が反映したものといえよう。かかる津番設置時期に象徴さ

れる「東目」と「西目」という地域性は、代官による損毛時の検者派遣制度にも影響している。次に史料を掲げよう。

鳥ノ子御帳二書付候條

一、両蔵入物成之儀、其年之有米二代官並百姓請な  
ひ候上者、無相違様二可申付候、若損亡之年者、  
代官申次第佐賀郡二大検者兩人、三根・養父・神  
崎郡へ各人、諫早・七浦へ各人、如定置候、時刻  
を不移、請取く、之在所へ罷越、有鉢之成定仕  
候様二可申付候、牛津川より西者、山本甚右衛門  
尉成定候様二申付候事

付、小給人之検者二者、定之主従之分、蔵入よ  
り飯米可相渡事<sup>12</sup>

これは寛永後半の史料と思われるが、蔵入地の損毛時の代官所上申による大検者派遣に関する史料である。佐賀郡や三根・養父・神崎の三郡のいわゆる「東目」および諫早・七浦へは代官見立により大検者が派遣されたが、牛津川より以西の「西目」は山本甚右衛門の一括担当とされている。山本は代官の管轄者であるが、その代官とは「西目」の蔵入地担当であったと考えられる。蔵入地が広範に存在する「東目」と大身家臣の知行地の間にモザイク状に分散的に存在するのみであった「西目」の、蔵入地の存在形態の差異(表12参照)が、代官による大検者派遣の相違となって現象しているといえよう。

ところで佐賀郡は蔵入地の集中度が高かったが、それは佐賀郡における代官制度を特異なものとしていた。前掲表1は承応・元禄・宝永・弘化の各時期における一代官所の管轄地変遷について表化したものであった。その表によれば、佐賀郡の代官管轄地の組み合わせが流動的であるのに対し、他の諸郡は安定していたといえた。それは藩の権力基盤たる蔵入地が集中する佐賀郡の地域性に由来するものであり、蔵入地支配の中核たる代官の恣

意性を、管轄地の頻繁な入り組政策により排除しようとしたものであったと考えられる。

以上、藩領の地域性を所領形態の観点から捉え、小給人の小配分知行地の相給化が著しい佐賀藩西部の「西目」、および城下があり蔵入地が集中設定されていた佐賀郡というように想定し、その地域性に規定されて整備・強化される領内支配機構について、津番設置と代官制度を通じて検討してきた。では次に蔵入地と知行地の一括支配を展開した郡代制を通じて、地域性と支配機構の特質をめぐりさらに考察を進めたい。

## (2) 統一的支配の契機と地域性

郡代に関する最初の規定は、元和七年一〇月の「郡代へ」という法令であった。このなかで郡代の職掌は蔵入地支配と知行地支配を包括した広範囲なものであった。ところが「代官所預」制度では「代官所預」者管轄であった代官層が従来有していた物成徴収権のほかに権限を拡大し、やがては蔵方頭人管轄下において蔵入地支配に臨むようになったと考えられる寛永期中頃より、郡代と代官の職掌・権限の競合化がみられ、郡代と代官の職掌分化に関する法令が寛永二〇年二月、次いで六月に出された<sup>13</sup>。しかし、その後の展開のなかで代官職掌のうち蔵入地という限定された地域支配のなかでは実現困難な河川等の領内普請、領民移動の監視などが削減された。このことによつて代官支配は職掌範囲からすれば限定されたが、かえつて蔵入地に対しては物成徴収を軸に強化された。一方、代官職掌から削減されたものは郡代支配の一部とされるようになり、蔵入地も包括したところの広域地域を対象とした郡代職掌の整備・拡充がなされた。

以上のような経緯を踏まえた上で、ここでは郡単位ではあるものの郡代による統一的領内支配が可能となる諸

条件をめぐり整理しておこう。

第一の条件は郡代による長崎街道沿線の重要な宿・津支配である。これは長崎へ通じるこの街道通過の「公儀」宿送りを背景に認められたものであり、「島原の乱」後のいわゆる鎖国制の完成期にあたる寛永一六年九月のことである。この年七月幕府はオランダ・中国のみに通商を許可し、オランダ船は平戸、中国船は長崎に限定しての貿易が行われるが、かかる状況のなかで「公儀」宿送り量が量的に拡大する事態が契機となり、郡代による宿・津支配が実現したといえよう。しかも、それら宿・津は蔵入地および大身家臣の知行地内に位置するとともに交通・流通の結節点として、領内支配の拠点であったといえよう。

第二の条件は、郡代による寺社の祭礼・仏事警固である。佐賀藩領内において特に東部地域「東目」は物成二〇〇石以下の小給人の知行地が相給化するという複雑な所領構造を呈していた。このような在地の錯綜状況のなかで、寺社の宗教行事は地縁的結合の重要な場であったと考えられる。かかる諸行事に際し、前掲表6に示されるように、郡代下役として郡代の家臣（藩主からは陪臣）である足輕層が多数派遣されているわけで、相給化が進行し複雑な錯綜形態をとる地域に対する統一的支配の契機が、郡代による寺社の祭礼・仏事行事の警固にあつたといえ、領民に対する示威的效果が、支配権強化の実効性を生んだものと想定されよう。

第三の条件は郡代がその成立期より掌握してた水利管理権である。藩政初期より「蔵入所諸方水土井・塩土井之儀、郡代共へ堅被申付」とされてきた権限は、郡代支配に関する最初の規定であつた元和七年の法令において、水土井・塩土井の普請権としていわば法制的に認められた。かかる水利管理権は前掲表4に示されるように、領内普請権として藩政中期にかけて郡代の職掌・権

限と位置づけられるようになり、これが複雑な所領構造の地域においても、統一的な支配権を浸透させる重要な条件となつたといえよう。いうまでもなく近世社会は農業社会としての側面を大きな特色としており、灌漑は不可欠な生活基盤であつた。この郡代職掌とされる水利管理権と領内支配の問題について、次に長文となるがいくつかの史料を掲げよう。

史料1

（享保二二年七月五日）

一、五日会所も御用之由申来、末次幸右衛門罷出候処、左之通相違有之候  
白石・神島・知行地  
 神埼里目箱川村私領百姓共と遂訴状候者、右村之儀石動川筋辛上村之前二大井手を揚、御定之通水を取耕作仕来候、然とも相統早魃之節者、先年も見分之上三日三夜水下シ被差免候、早晚大旱之節ハ如願被仰付候処、当年之儀も御見分之上、坂元一ノ井手と水取候様被仰付度旨相願候由、上総殿御家来立石惣左衛門と被申達候儀候、下目附鬼崎弥平太見分之処、跡方と早魃之節八定水外二水取之儀、其證據無之請役所扣等二も不相見候、然ハ当年として水取可被差免様無之候、乍然打統候早魃付而、神埼上東郷石動川筋御蔵入並配分給之田境見分之処水難儀之様子付、去ル六月十三日晚氣マツと十五日朝明ヶ六ッ追松隈井手此三所を明、水取相懸申候、尤村上之者トモへも申聞、納得之上右之通今度一順ハ相濟候、尤向後右之格二不相成様、上村百姓共も今筋申達候条、右旁之趣、双方百姓共へ可被相達候、以上

未七月五日

史料2

（元文三年五月二日）

今度三根郡一ノ瀬井手懸り中原水道筋を養原・姬方両村と跡方之格之由二而七力所二井手を先頃相調置候を中原村之者共、無届取除申候付而、養原・姫方村と作水反的差支旧格相違不宜段訴出候、右之趣御当役御聞届御吟味之処、右場所見分在之水分之儀早速相極候様被仰付候、併役之見分之上水分之相定候迄之儀、双方無手懸候て召置候而八反的作方二差支二付而、先去夏引水仕候通二、郡目附・郡代・奉行立会可相調由候、追而見分之上水分ケ之相極儀候、然者配分地方存候御方早速於彼地郡目附・郡代江御鈎合双方之百姓共、竟論無跡方之通先以致引水候様被仰付候条、此段筋々へ可被相達旨候、以上

午五月二日

会所

史料3

（享保一六年七月二二日）

神埼郡瀬之尾ヶ里配分田作用水之儀、干俣井手水を上石動村下石動村と段々引下耕作仕来候へとも、近年早魃之節瀬之尾ヶ里田地二水一滴も下り不申令早魃、至極難儀申候段、領主中と被訴之、御目附江副九太夫並郡目附前出左衛門下目付三人被差越、見分之趣豊前殿其外至ッ迫御僉議候上、干俣井手水ハ、日二五時宛瀬之尾ヶ里田地二引入候様被仰付、右五時水流之間、上石動と下石動川筋所之井手を明、脇々之水動口を留、脇二減不申、瀬之尾ヶ里江尖二水引込候様向後可申付由、尤干俣井手懸り之水迄二而者、水笠寡り茂可有之候間、右五時之間、背振川筋、永山川筋両所之井手を迎、干俣井手水相増候様可仕旨候、此段背振川

筋永山川筋と下瀬之尾ヶ里追之地頭筋惣百姓共へ  
も懇可被申達候、以上

亥七月十二日<sup>53</sup>

必ずしも一つ事柄の記事ではないが、いわゆる佐賀藩「東目」、具体的には三根・神埼郡のほぼ同じ時期の水利問題に関わるその意味で一連の史料群とみることは許されよう。史料1によれば神埼郡を流れる石動川筋の「水取」をめぐる同郡里目箱川村の白石鍋島家知行地百姓より「訴状」が出されたものであるが、請役所が責任部局となつて、「石動川筋御蔵入並配分給之田境見分」が実施されており、藩権力が蔵入地および知行地（配分地）の水利管理を通じて支配権を行使し得たことが具体的に窺える。史料2は三根郡の中原水道筋の井手設置をめぐる蓑原・姫方面村と中原村の対立問題が、「御当役御聞届御吟味」と藩政の事実上の責任者である当役（請役）、すなわち請役所が処理すべき問題とされており史料1で指摘したことが確認されるが、その水利管理権の具体的な行使者が郡目附や郡代であつたことが知られる。史料3は神埼郡の千俣井手をめぐり、瀬之尾ヶ里に知行地（配分）をもつ給人層（領主）より訴えられた件をめぐるものであるが、ここでは決定事項が「背振川筋永山川筋と下瀬之尾ヶ里追之地頭筋惣百姓共へも懇可被申達」とあるように、同一水利系にある知行地を有する給人層（地頭）および「惣百姓」への周知・徹底が図られている。

り組んで錯綜した所領構造も、郡代を中心とした水利管理権の発動によつていわば平準化していることである。水利は個別の蔵入地や知行地単位では調整できず、広域支配の枠組みでその解決が求められた。とくに享保より元文期は享保一七年の大飢饉をピークに早魃が連年発生したようで、本稿で利用している白石鍋島家の「御記録」のなかにも毎年のように、早魃に関する記事をみる事ができる。かかる深刻な状況のなかで領内支配の特質が立ち現れてくる。このような意味で藩政初期において水利管理権が認められた郡代の機能を、我々は例えば史料として掲げたように享保・元文期の早魃への対応策のなかに具体的に看取することができるのである。

以上、統一的領内支配の諸条件について、郡代による宿・津支配、寺社の祭礼・仏事警固、水利管理権の掌握の三点について検討を加えてきた。ところで郡代はかかる諸条件のなかで各所領（蔵入地・知行地）を越えた広域支配を請役所管轄下において遂行するわけであるが、郡代を担当した階層は、とくに郡代秋役制成立以後においては、支藩三家、親類、親類同格、家老というように、知行地を比較的一元的に領する大身家臣（大配分知行主）であり、そのことが郡代支配を特色付けるという側面もあつた。佐賀藩における領内支配と地域性をめぐる最後の論点として、次にかかる問題について整理することにしよう。

享保一七年の西日本を襲つた大飢饉は佐賀藩においても重大な時期であり、本稿の当面の関心からいえば郡代支配の矛盾もしくは本質が露呈されるような契機ともなつた。

享保一八年正月一〇日付で領内巡回のための郡廻りが令せられ、その担当者が決定されている。前掲表10がその郡廻者を示している。ところが郡廻者は五名中三名が親類層であり、支藩三家・親類同格層は郡代担当者で

あつたにもかかわらず、「小城・蓮池・鹿嶋私領之儀、御自分ら御介抱」あるいは「今度御親類同格中と郡々被相廻候者、郷内百姓其外惣々及難儀飢人多有之」とされ、郡廻りを行わず自らの知行地経営の維持に専念したのである。つまり、支藩三家・親類同格層は郡代担当という藩領内支配機構のいわば中核たる存在でありながら、その本質は大配分知行地を支配する独自性の強い給人であつたといえよう。この点は親類層とて同様というべきだろう。しかもこれら郡代を担当した階層は家老を除けば、「備」と呼ばれるところの、本藩直属家臣団（与私）とは別の家臣団（陪臣団）を組織し、軍事編成を形成していた。本質的には軍団である家臣団が、郡代支配に際しその下役として組織・動員されていたのである。郡代支配は、いわば郡代担当である大身家臣のいわば「自弁」で行われる性格をもつていたといふこともできよう。

このように大配分知行地の給人領主が自らの陪臣（軍事）組織を通じて郡代支配にあたつていたということは、郡代担当の「家」の記録（家臣日記）の史料性格に反映しているといえよう。すなわち大身家臣「私」的記録と、郡代「公」的記録という二つの性格を併有していたのである。郡代支配（公的支配）は大身家臣の割拠性（私的支配）を前提として展開していた。享保一七年の大飢饉の際、支藩三家・親類同格層が郡廻りからはずされ、自らの知行地経営に専念したのは、彼らの要求の反映とみるよりも、むしろ本質的には、藩権力が大身家臣の知行権に依存しなければ領内支配体制を貫徹し得なかつたことを示すものであろう。この点、地域性の関連からすれば、佐賀藩「西目」の郡代支配、すなわち小城・藤津・杵島・松浦・高木の諸郡担当の小城鍋島・鹿島鍋島・蓮池鍋島支藩三家や多久・武雄鍋島・諫早・須古親類同格層にかかる性格が著しかったといえるのである。

そして以上みてきたような所領構造ないし支配システムに基づく地域性は、幕末の藩政改革期まで基本的には継承される。

### おわりに

本稿は生活地域の結合とその階層性という文脈、すなわち人々の生活を成り立たせていた多元的・重層的空間構造を地域構造と捉える立場ながらも、前近代の場合とはくにそれが権力支配との関係のなかで成り立ざるを得ないという認識のもとに、支配機構（代官制と郡代制）と所領形態（蔵入地と知行地）の地域性をめぐる検討を行ったものである。それは近世藩領の地域構造の決定要因が地方知行の止揚とする矢守一彦氏の見解を意識したものであり、地方知行の止揚がみられず、むしろそれが幕末期まで存続する領国地域の藩における地域構造の歴史的解析の必要性を感じるからであり、小稿はいわばその一環をなす基礎的作業と位置づけられる。

ここでの検討を要約すれば、まず、藩領とはいってもその所領形態には著しい地域差がみられることである。つまり蔵入地が中心の佐賀郡、小給人の分散相給化した知行地が展開する「東目」、さらに大身家臣の知行地が比較的一円的に展開する「西目」である。第二にこのような地域差は代官管轄地の設定に象徴されるように支配機構を大きく規定したことである。とくに佐賀郡では代官管轄地の組み合わせが、他の諸郡に比較して流動的であるのに対して、他の諸郡ではそれが比較的安定している。その評価は難しいが物成徴収を主たる機能とする代官の恣意性の排除とともに（代官の吏僚化の促進）、地域社会の流動的動き、換言すればその結合の展開に対応するものであったとも想定されよう。第三に、広域支配を期待された郡代制をめぐる問題である。知行地が領内の

「東目」や「西目」に展開する佐賀藩の地域性からして、いわゆる領内統一機構の実現は難しかったと思われる、それが結局、大身家臣の知行地の存在形態と家臣序列（家格を反映した郡代制となった。簡単にいえば、自らの知行地を含む地域を公的役人として支配するシステムといえ、同一家臣が常に同一郡代を担当（定役）するか、同一家格の家臣と交替（秋役）するかという相違はあるものの、郡代下役という実務担当者は自分の家臣（大名からみれば陪臣）であり、費用は藩と家臣との折半とされたようだ。「東目」や「西目」のような知行地が展開する地域では、知行制にすぐれて規定された地域支配となっていたことで、それは郡代制に象徴されよう。長崎街道沿いの宿・津支配権、祭礼・仏事の警固、水利管理権などを梃子に自らの知行地を越えた広領域支配を実現したといえようが、それは何よりも知行地支配権を通じてなされたとみられる。大身家臣はそのような意味で、知行地を核とした地域社会に強い影響力を持っていた、少なくとも藩側はそれに依存した領内支配システムを郡代制を通じてつくっていたといえようか。

このように考えることができるのであれば、佐賀藩における地域社会の構造は地方知行制との関連のなかで検討することが要請されよう。地方知行制の止揚が藩領域の地域構造を形成するという矢守氏の指摘は近世社会の全体的な動向を把握した優れた見通しではあるが、近年、知行制、領主制が近世社会で果たした役割を実態に即して検証する動きがあるなか、以上のような視角からの分析も試みる必要がある。

もつとも代官・郡代規定の変遷によれば（表3・4参照）、他領民や芸能者、宗教者、医師、旅人、遊人などの出入りは、民衆社会での新たな生活基盤としての地域形成ともいえよう。藩にとつては無益の物でも領民の生活意識の変化がそのようなものを求めるし、それが地域社

会を流動化させことにもなる。新たな文化・経済活動が持ち込まれることは旧来の様々な秩序を破壊することであり、これに対し藩は他所者は「悪」という意識で警戒する。かかる動向が藩政・領主制・知行制という強固な支配メカニズムをどのように突き動かすのか、そして自律的な地域社会がいかに形成されるのか、という視角も忘れてはなるまい。

### 註

(1) いわゆる国民国家の相対化という認識の深まりのなかで、世界史レベルから日本史レベルにいたるまで様々な議論が展開されているが（例えば『地域の世界史』（山川出版社、一九九七年）、『アジアのなかの日本史』（東大出版会、一九九二～三年）、『岩波講座日本通史 別巻2 地域史研究の現状と課題』（岩波書店、一九九四年）など）、その基本的な方向性は、権力を相対化する地域という問題といえ、国家自体も多元的・重層的な地域の一つの発現形態に過ぎないというものであろう。日本近世史に即すればその権力とは幕藩権力であり、地域結合がその権力的枠組みを越えて形成される（行政的村を越えた組織、さらに個別領主制の枠を越えた組合村など）という見方である。

(2) 地域とは多元的・重層的なものとして捉えられ、一義的定義は困難であろうが、日本近世史研究者の間では、生活地域という認識が共有化されているといえそうである。例えば渡辺尚志氏は「地域とは人々が日々の生産・生活を営むうえで、密接な政治的・経済的・社会的・文化的結合関係をもつ地理的空間」（渡辺尚志、『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版会、一九九四年）一八頁）とし、平川新氏は生活や経営の「成り立ち」条件を共有する範囲が「地域」として認識され、その範囲は可変的とする（平川新『紛争と世論―近世民衆の政治参加―』（東京大学出版会、一九九六年）一一五・一一七・二〇八頁）。さらに大藤修氏も『地域』を、人々が再生産活動・生活を営む上で密接な社会関係を形成している地理的空間と定義した場合、近世においては、部落や村・町を基本的単位としつつも、局地的市場の形成に伴い広がりを持つてくる」（大藤修『近世農民と家・村・国家』（吉川弘文館、一九九六年）四四〇～一頁）

という。私も生活を成り立たせる空間を地域と捉えたいが、その生活とは経済的空間、行政(政治)的空間、文化的空間などが複合ないし併存したものであり、個人にとっても場面(活動領域や時間)成長過程などによって規定されよう)によって複数の地域(認識)が併存ないし変化するといえよう。ただし本稿では地域の主観認識をめぐっては議論の準備がない。

(3) 例えば矢守一彦氏は幕藩体制の地域構造と藩領の地域構造という二つの段階を設定し、「江戸幕府の権力構造の地域的投影としての(a)幕藩体制の地域構造と、これに規制されながらも、一応、一個の強力な政治的地域的フレームワークを形成していた(b)諸藩領におけるそれとにわけ、それぞれにおいて政治・基礎・流通諸過程がどのような空間秩序をとっていたのか(矢守一彦『幕藩制社会の地域構造』(大明堂、一九七〇年)三〇四頁)という考えに立つが、しかし両者は幕藩制社会の基礎地域としての村から結節地域としての市町・藩領、藩領と藩領さらに江戸・大坂を結ぶ商品流通・全国市場というように、「各次元の結節地域の階層構造として、近世日本の地域構造を捉える方向性」(同書、四一頁)が重要であり、「地域構造は均等地域の並列、個々別々の観点よりする類型地域の提示で捉え得るものではない。より低次のものからより高次のものまで、各次元の結節地域が、いかに階層的に構造的に累積しているか—これを地域構造という」(同書、六一頁)と定義づけられる。このような結節地域の結合とその階層性という観点は重要と思われる。渡辺尚志氏は「近世日本の地域構造」をめぐって、中世に比べ近世では、様々な契機により多様な地域的結合が成立したが、これら諸結合は重層性と複合性をもって存在し、具体的な地域結合には組合村、経済的地域結合、文化的・学問的地域結合、日常生活の諸側面に関わるものがあり、これらの諸結合は組合村の基底に、あるいは重なり合って存在しているとす。そして、こうした地域的結合は明確な領域を特定しにくい、しかし漠然とはあつてもある程度の地理的空間を画して存在しており、これらが組合村と複雑に絡み合つて近世の地域社会を構成したとし、村—地域(関東地方の領など)—地域結合(組合村)という地域構造を想定する(渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』三一—四頁)。さらに木村礎氏は「地域から切り離された生活は現実にはありえない」という立場にたち「地域の設定にあつては、地域内部における同質性と異質性、そしてその交流や補完関係に留意する必要がある」、具体的には、「坪—村—村々という三層の小地域構造のなかで人々は生活していた」という三層構造を基底において「地

域の構造」を捉えることを提言している(木村礎「郷土史・地方史・地域史研究の歴史と課題」(前掲『岩波講座日本通史 別巻2』二二五—六頁)。いずれにしても、生活地域の結合とその階層性という文脈で、すなわち人々の生活を成り立たせていた多層的・重層的空間構造を地域構造とよぶことが許されるであろう。

(4) 平川前掲書は地域民衆社会の成熟による公共性の実現が権力を生み出す、ないし公共機能の発動が権力に期待されるという立場である。

(5) 例えば志村洋氏は大庄屋制度の検討からかかる問題を考察している(志村「藩領国下の地域社会」渡辺尚志編『新しい近世史 4 村落の変容と地域社会』(新人物往来社、一九九六年)など)。

(6) 矢守前掲書『幕藩制社会の地域構造』一三—二五頁。

(7) 拙著『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、一九九七年)。

(8) 拙稿「地方知行と近世的秩序」(山本博文編『新しい近世史 1 国家と秩序』(新人物往来社、一九九六年)。

(9) 拙稿「近世初期佐賀藩における代官郡代制度」(仮題。成稿中)

(10) 承応・明暦段階に整備された「鳥ノ子御帳」(鍋島文庫)「佐賀県立図書館寄託」所収。なお本稿で利用する史料は特に記さない限り同文庫所収)の規定でも、幕末期の「外様御側諸役系図」においても、代官は蔵方頭人の下役である。

(11) 伊万里は「杵島郡之内」とあるが松浦郡とすべきだろう。

(12) 「定」(蔵入方) (鳥ノ子御帳) 一。

(13) 大配分とは佐賀藩独自の用語で大身家臣の知行地拝領者。なお註(22)参照。

(14) 条項内容の事項分類は筆者が行った。なお代官規定は蔵入地における物成徴収に関する条項を中心とした「定」、および蔵入地での諸法度の遵守に関する条項を中心とした「郷内定」の二つより構成されているが、表化にあつてはその区別をしていない。

(15) (16) (18) 拙稿前掲「近世初期佐賀藩における代官郡代制度」。

(17) 各事項への分類整理は筆者が行った。

(19) 「定」(代官) (鳥ノ子御帳) 一。

(20) 元禄五年二月二日佐賀郡代宛「郡方手頭」第一条。

(21) 「諫早市史」第一巻。

(22) 佐賀藩ではいわゆる地方知行(地)のことを「配分」と称し、支藩三家や親類(四家)・親類同格(四家)・家老(六家)などの家格を有する上層家臣を「大配分」(格)といい、それ以外の知行取を「小配分」と呼称した。

(23) ただし、佐賀藩八代藩主鍋島治茂がいわゆる中期藩政改革にあたる明和改革に着手する以前に限定。註(28)参照。

(24) 「御記録」(白石鍋島家、享保一一年九月一日条。

(25) 「同右」享保二年八月九日条。

(26) 「御親類家老諸役」や諸家臣日記。なお藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八七年)第二章第四節「多一雄氏執筆」および第三章第三節「小宮陸之氏執筆」参照。

(27) 以上「御親類始御家老迄家々大概」、藤野保編『続佐賀藩の総合研究』第一章第一節「藤野保氏執筆」参照。

(28) なお本表の典拠である「御親類家老諸役」は享保八年から幕末期までをカバーするが、表化にあつては、佐賀藩における中期藩政改革を推進する三支藩主の一人であった鹿島藩主治茂が佐嘉藩主を襲封する段階を下限とした。治茂の改革は領内支配機構の中心である代官・郡代にまでおよび、領内支配機構についても別途の検討が要請されるからである。他日を期したい。

(29) 知行地の一部が養父郡村田に存在するため村田鍋島家と高房死去後における竜造寺家の本家格にあたる村田鍋島家とは別である。

(30) 「玄奘院様御代着到配分村付帳」(一八世紀初頭の状況を示すと考えられる)や「大小配分石高帳」(一九世紀前半の状況を示すと考えられる)参照。なお鍋島内記家は神埼郡代担当であるが、同郡には知行地は有しない。ただし神埼郡に隣接した佐賀郡東部の巨勢郷に知行高の六七・八%を有しており、神埼郡とは地理的に近接していた。

(31) 前註参照。ただし多久家の場合は小城郡に知行地の中心があるが、同郡はいわば家格のうえで同家より上格である支藩小城家の定役とされたため、多久家は同じ親類同格の武雄・須古との組み合わせで郡代を担当したのである。

(32) 註(26)(30)参照。

(33) なお佐賀藩では郡代に関する記録は、郡代を担当した家臣の家の記録として残される。家臣日記(いわゆる私的日記ではなく家政や知行地支配に関する記事を中心に、陪臣が記した)に記載される場合と、郡代関係記事が独立した帳簿として残される場合があった。注目されることは家臣の「家」史料にいわば公的記録である郡代記事が残されていることであり、藩の行政的役の実務形態を考える際に重要な問題を含んでいる。

(34) 「御記録」(白石鍋島家)享保一一年八月二六日条。

(35) 本藩直属家臣団である「与私」の成立過程については拙稿「佐賀藩における近世家臣団の創出過程」(『九州史学』七六号、一九八三年)、同「成立期佐賀藩における家臣団編成の

- 原理と構造」(『同上』八二号、一九八五年)、また「与私」の構造と軍役負担のメカニズムについては同「佐賀藩家臣団の編成と構成」(藤野保編『九州近世史研究叢書』第二巻、国書刊行会、一九八四年)参照。
- (36) 城島正祥「手明鍵と佐賀藩性格の一斑」(城島正祥『佐賀藩の制度と財政』文献出版、一九八〇年)。
- (37) 手明鍵・与付切米取(足軽)の佐賀藩家臣団編成の中の位置づけは拙稿前掲「佐賀藩家臣団の編成と構成」参照。
- (38) 「御記録」享保一四年一月五日条。なおこの「覚」は西一〇月二日付、綾部権之允他一名より石田平左衛門他一名宛。
- (39) 佐賀藩の享保飢饉については、『佐賀県史』中巻、一九五頁～二〇四頁、前掲『続佐賀藩の総合研究』第一章第三節参照。
- (40) (41)(42) 「御記録」享保一八年正月一〇日条。
- (43) 「同右」享保一二年四月一日条。
- (44) 拙稿「初期大名権力と財政運用形態」(『九州文化史研究』所紀要「四二・三合併号掲載予定」表1参照。神埼郡に次ぐ。
- (45) 「多久家文書」(『佐賀県史料集成』(以下「集成」と略称)第一〇巻)七二・三号鍋島勝茂書状。多久茂辰宛。
- (46) 「多久家文書」(『集成』第八巻)二六四号鍋島勝茂書状。多久茂辰・諸岡彦右衛門宛。
- (47) 「大塚家文書」(『集成』第二〇巻)五五号鍋島勝茂書状案。
- (48) 拙稿前掲「近世初期佐賀藩における代官郡代制度」。
- (49) 「新長崎年表」上、二二六頁。
- (50) 「坊所鍋島家文書」(『集成』第一巻)三八九号鍋島勝茂書状。(年不詳)四月一三日付、鍋島生三宛。
- (51) 「御記録」享保一二年七月五日条。
- (52) 「同右」元文三年五月二日条。
- (53) 「同右」享保一六年七月二日条。
- (54) なお水利権と広域支配の関係をめぐっては、非領国地域での幕府奉行による水利・河川普請を通じた広域支配の実現という観点から村田路入『近世広域支配の研究』(大阪大学出版会、一九九五年)が考察を行っている。広域支配のレベルの相違があるものの、所領を越えた支配権が水利河川という問題を通じて機能・実現されるという意味では共通の課題を見いだし得よう。
- (55) (56) 「同右」享保一八年正月一八日条。
- (57) 拙稿「幕末期における佐賀藩家臣団の構造」(『九州文化史研究』所紀要「三一号、一九八六年」および梶原良則「幕末佐賀藩における農政の展開」(『同上』)。いずれも、藤野前掲編『続佐賀藩の総合研究』所収)、木原溥幸「幕末期佐賀藩の藩政史研究」(九州大学出版会、一九九七年)等参照。
- (58) 例えば藩領関係ではJ・F・モリス『近世日本知行制の研究』(清文堂、一九八八年)、拙著前掲『近世大名家臣団と領主制』、また旗本領関係では関東近世史研究会編『旗本知行と村落』(文献出版、一九八六年)、落合延孝『猫絵の殿様』(吉川弘文館、一九九六年)など参照。